

よくある質問

- Q 地域特性等の名称などを使用した関連商品の包装やパッケージにロゴマークを使用することは可能ですか。(ex. ロゴTシャツ、湯飲みなど)
- A 関連商品の包装やパッケージにもロゴマークを使用いただけます。ただし、地域特性等と関連のない商品（花火や祭りの際に販売する一般的な食品やおもちゃなど）への使用は認めていません。また、原則として、用途に限らず食品関連の商品には同一面上に表示事項を付す必要がありますのでご注意ください。
- Q 県外で生産された原料を100%使用して生産している地域特性等を活用した商品（鉱工業品等）にロゴマークを使用することは可能ですか。
- A 可能です。
- Q 農林水産物そのものなどにロゴマークを使用することは可能ですか。
- A 使用対象を「県内中小企業等が製造又は販売する商品であって、地域特性等を活用するもの」としておりますので、農林水産物そのものや観光資源そのものには使用できません。
- Q 他のロゴマークと一緒にロゴマークを使用することは可能ですか。
- A 可能です。他のロゴマークの取扱いについても、事前にご確認ください。